

ご利用ください!

ボランティア活動費を支給します

(旧名称:ボランティア賞金)

村では、村民と行政の協働の村づくりを推進するため、村民の皆さんによる団体・グループが実施する公共的なボランティア活動に対して、ジュース・お茶代程度の活動費を支給いたします。

以下にその概要をお示ししますので、活用されますようご案内します。なお、詳細につきましては、役場村づくり振興室村づくり振興係までお問い合わせください。

活動費の額

1日、1人500円を限度として、予算の範囲内で支給します。
(本年度予算総額 10万円)

対象事業

村民が組織する団体、グループが、協働の村づくり推進のために実現する公共的なボランティア(奉仕)活動

対象事業の例

- ◆県道の草刈り、支障木の伐採事業
- ◆公共建物の清掃、周辺の美化作業
- ◆公的なイベント等での子ども預かり
- ◆新たな名所づくり など

ただし、団体、グループ等の本来の活動、及び集落における道路愛護、除雪作業は対象外とします。

支給対象者

村民有志が組織する団体、グループとします。なお、ボランティアのために臨時的に組織した団体、グループも可とします。

支給を受けるには

★事前に「ボランティア活動費支給申請書」を提出していただきます。 審査のうえ支給額を決定します。申請用紙は役場に用意してあります。

作業日誌の提出を!

作業終了後は、ボランティア作業日誌(役場に用意してあります)、作業時の写真、参加者名簿のご提出をお願いします。

【お問い合わせ先】……役場村づくり振興室 村づくり振興係 Tel 26-2111